平成２４年（フ）第２１１号
北九州市小倉北区赤坂２丁目１番23―1105号
債務者　山口智恵子（旧姓岡留）
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２１７号
北九州市小倉南区下曽根３丁目10番４号
債務者　若山　幸男
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２４４号
北九州市小倉北区板櫃町５番33号　ドエル・ミツバＡ棟105
債務者　加藤　修二
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４７号
青森市浪岡大字北中野字天王164番地１
債務者　山平久美子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１９３号
北九州市八幡西区藤田１丁目１番38―301号
債務者　野口知香子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４４号
鹿児島県垂水市柊原788番地３、前住所鹿児島県霧島市国分新町１丁目15番６号
債務者　池田　光代（旧姓迫田）
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
鹿児島県志布志市有明町野神3659番地12、前住所鹿児島県志布志市有明町野神3026番地２
債務者　小村　ミキ（旧姓有馬）
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
鹿児島県志布志市有明町野神3659番地12、前住所鹿児島県志布志市有明町野神3026番地２
債務者　萩迫　久子（旧姓小村）
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
神奈川県横須賀市三春町４丁目54番地　コーポ鈴木102
債務者　鈴木　　洋
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１８号
神奈川県横須賀市三春町４丁目54番地　コーポ鈴木102
債務者　鈴木　和子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第８５号
神奈川県横須賀市追浜東町３丁目88番地４第３東荘１Ｆ
債務者　赤石澤信次
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第６７３号
愛知県小牧市大字岩崎1500番地　県住４街区２号棟201号
債務者　国成カズトこと　ＫＵＮＩＮＡＲＩ　ＧＥＯＶＡＮＩ　ＫＡＺＵＴＯ
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９号
山口市大内長野263番地　グランドアビタシオン202
債務者　福本真由美
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
静岡県袋井市宇刈156番地の４　バルミーハイツ106号室、前住所静岡県袋井市月見町14番地の４
債務者　西尾　　勉
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
静岡県浜松市東区北島町168番地　サーラ北島Ｄ101、前住所静岡県浜松市東区天王町1352番地の１　コーポ与進203号
債務者　廣澤　勇二
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
静岡県浜松市中区佐鳴台５丁目26番５号　佐鳴台ハイツ307号
債務者　田中　順治
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係